

昭和学院短期大学附属図書館利用規程

平成 18 年 6 月 15 日制定

一部省略

平成 29 年 3 月 3 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学附属図書館規程第 8 条に基づき、図書館利用について定める。

(利用者の範囲)

第 2 条 図書館を利用できるもの(以下、「利用者」という。) は、次のとおりとする。

- (1)本学教職員
- (2)本学学生
- (3)図書館長(以下「館長」という)が許可した者

(開館日)

第 3 条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き、開館するものとする。

- (1)土曜日
- (2)日曜日
- (3)国民の祝日に関する法律に定める休日
- (4)夏季、冬季及び春季の各休業日のうちの一定期間
- (5)蔵書点検の期間

2 前項の規程にかかわらず、館長は、特に必要と認めた場合、開館日または休館日を変更することができる。その場合は、その都度これを掲示する。

(開館時間)

第 4 条 開館時間は次のとおりとする。

- (1)月・火・木・金曜日 午前 9 時から午後 6 時
- (2)水曜日 午前 9 時から午後 5 時
- (3)夏季、冬季及び春季の各休業中の開館時間は、別に定める

2 館長は、前項各号に定める開館時間を臨時に変更することができる。その場合は、その都度これを掲示する。

(館内閲覧)

第 5 条 図書館資料(以下「資料」という)は、閲覧室内において自由に閲覧することができる。閲覧後の資料は必ず、所定の場所に返しておかなければならない。

(貸出)

第 6 条 利用者は、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きを経て資料を館外に借り出すことができる。

(1)稀覯図書

(2)参考図書

(3)新聞雑誌等逐次刊行物の新刊号

(4)その他図書館において特に指定したもの

2 館長は、特別の事情がある場合、前項各号の館外貸出を認めることがある。

3 貸出した資料は、転貸してはならない。

(貸出冊数および期間)

第 7 条 館外に貸出しできる冊数および期間の限度は、次のとおりとする。

(1)本学学生 5 冊 2 週間

(2)本学教職員 50 冊 6 ヶ月

(3)相互協力による他図書館 相互協力の取り決めによる

(4)その他、館長の許可を受けたもの その都度指定

(5)雑誌の貸出期間は、1 週間とする。ただし新刊号の貸出しは行わない。

2 前項第 2 号の貸出期間中においても、他の利用者から申し出があった場合、館長は返却を求めることができる。

3 第 1 項 1 号の利用者が、貸出期間を超えて引き続き借用しようとするときは、予約がない場合に限り、所定の手続きを経て 1 回のみ 1 週間貸出しを更新することができる。ただし、返却期限内に継続手続きをした資料に限る。

(予 約)

第 8 条 貸出中の資料を利用したい場合は、貸出しの予約をすることができる。ただし、当該図書の返却済みの連絡をした日を含めて 1 週間以内に利用されなかったときは、予約を解除する。

(返 却)

第9条 貸出しを受けた資料は、期間内に返却しなければならない。

2 図書館は返却期限を過ぎても資料を返却しない者に対し、以下のサービスを停止することとする。

(1)遅れた日数分の資料の貸出

(2)資料貸出の更新、予約

3 次の各号に該当する者は、貸出期間中においても、ただちに資料を返却しなければならない。

(1)学 生 卒業、休学、退学するとき

(2)教職員 転籍、休職、退職するとき

(3)資料の点検その他の理由により、館長が必要と認めるとき

(レファレンス・サービス)

第10条 利用者は次のレファレンス・サービスを受けることができる。

(1)図書館資料及び施設の利用指導

(2)図書館資料の所在及び所蔵についての調査及び援助

(3)文献及び情報検索についての調査及び援助

(複 写)

第11条 資料の複写は所定の手続きにより行うことができる。ただし、次のものは複写することができない。

(1)著作権法に抵触するもの

(2)館長が不適當と認めたもの

2 資料の複写については、別に定める。

(相互利用)

第12条 学内者が研究、教育及び学習上必要とするため、他大学の図書館及び資料を利用しようとする場合は、職員に申し出て、所定の手続きを経なければならない。

(1)館長は、必要に応じて当該機関に対して利用依頼を行う

(2)経費は利用者負担とする

2 他大学の図書館から次のような利用申込があった場合、学内利用に支障のない範囲内において、これを処理するものとする。

(1)閲覧

(2)相互貸借

(3)文献複写

(館内規律)

第 13 条 利用者は、図書館に関する諸規程、館長及び図書館職員が指示する事項を守らなければならない。

(罰 則)

第 14 条 館長は、前条の規程に違反した者に対して、図書館の利用を制限または停止することができる。

(細 則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。